

(答弁書第二十八号) 昭和二十二年八月十六日配付

内閣参甲第三四号

昭和二十二年八月十五日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出戦災宅地を農地とした現在耕作地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出に依る戰災宅地を農地とした現在耕作地に

関する質問に対する答弁書

食糧管理法の立前においては主要食糧の生産者は專業と否との區別なくすべて二率に供出割当を受けることとなつて居り、たゞ事実上自給菜園程度のものに対しては供出割当を行わないように措置して來たのであるが、本國會に提出予定の「未利用地の耕作利用に関する法律案」によつて、これら臨時に耕作してゐる者に対する食糧管理法の適用除外を行うように何等かの措置をしたいと考えている。その理由は現在の如く食糧事情の逼迫しているときには、利用し得る限りの土地の生産力を悉く動員して、少しでも食糧の國內自給度を高めるべきであるが、その場合に自給菜園のものまで供出割当の対象とすることによつて、未利用地の耕作を躊躇せしめたり、生産の意慾を阻害したりすることのないようにしなければならぬからである。

勿論この場合においても、專業農家とも均衡を得た保有量を認めることにして、それに相当する部分に

については一般配給を停止するような措置をとらなければならぬと考えている。

尙たとて戦災跡地であつても、面積も相当廣く、專業同様な經營を行つてゐるような者に対しては従來通り供出割当を行う予定である。野菜については大体自家菜園程度のものが大部分であると考えられるので、出荷割当をなすことは目下の所考えていない。